

# 1 平川市の財務状況について ①

資料 1

令和5年12月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

## (1) 財務指標の分析（一般会計等財務書類（令和3年度）を参照）

(\*) 住民基本台帳人口：30,505人（令和4年1月1日時点）  
 (\*2) 類似団体：平川市は「都市I-0」という区分

分析の視点	主な指標	計算式	平川市 (R2)	平川市 (R3)	類似団体 平均値	分析結果
資産の状況	【住民等のニーズ】将来世帯に残る資産はどのくらいあるのか					
	住民1人当たりの資産額	資産合計額÷住民基本台帳人口(*)	203万円	215万円	269万円	【平均値以下】適正な規模の資産状況と考えられる。 ①教育：221億円（全体の52%） ②総務：68億円 ③生活インフラ・国土保全：61億円 ④産業振興：37億円
	有形固定資産の行政目的別割合	（附属明細書を参照）	-	⇒	-	
	歳入額対資産比率	資産合計額÷歳入額	2.76年	2.91年	3.80年	【平均値以下】財政面で過大な負担にならないような社会資本整備を進めてきたと考えられる。
	有形固定資産減価償却率	減価償却累計額÷償却資産取得価額×100（土地等の非償却資産除く）	46.2%	47.9%	61.3%	【平均値以下】資産の老朽化が平均より進んでいない。 耐用年数超えて使用してる場合、更新時期・費用に留意する。
資産と負債の比率	【住民等のニーズ】将来世代と現世代の負担割合は適切なのか					
	純資産比率	純資産合計額÷資産合計額×100	71.1%	72.5%	73.5%	【平均値以下】将来世帯の負担率が高いと考えられる。
	社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）	地方債残高÷有形・無形固定資産×100（地方債から臨時財政対策債等を除かない場合）	32.3%	32.9%	18.8%	【平均値以上】社会資本等（有形・無形固定資産）形成に係る将来世代の負担が高いと考えられる。
負債の状況	【住民等のニーズ】財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるのか）					
	住民1人当たりの負債額	負債合計額÷住民基本台帳人口(*)	59万円	59万円	71万円	【平均値以下】適正である。今後、公共施設の新設・更新費用を考える場合、市民の負担・負債が高くなることに留意する。
	基礎的財政収支（プライマリー・バランス）	業務活動収支+投資活動収支	11億円	12億円	11億円	【黒字】借金に頼らない自治体経営ができています。 ⇒持続可能な財政運営ができています。
	地方債の債務償還可能年数	（地方債合計-充当可能基金残高）÷業務活動収支（臨時収支を除く）	1.2年	0.7年	-	【短い】地方債の債務償還能力が高い。 ※平成元年8月より【参考指標】となる。
行政コストの状況	【住民等のニーズ】行政サービスが効率的に提供されているのか					
	住民1人当たりの行政コスト	純行政コスト÷住民基本台帳人口(*)	57万円	48万円	56万円	【平均値以下】行政活動が効率的にできています。 今後は個々の性質別・行政目的別に検証することも必要である。
	性質別・行政目的別行政コスト	-	-	-	-	
資産形成する余裕度	【住民等のニーズ】新たな資産を持つ財源的余裕があるのか（自治体が行政コストを本年度の財源（税収等や国県等補助金等）でまかないきれいているか）					
	行政コスト対財源比率	純行政コスト÷財源×100	92.1%	82.0%	-	【100%以下】財源的余裕あり。 ⇒翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されている。
受益者負担の状況	【住民等のニーズ】歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか（受益者負担の水準はどうなっているのか）					
	受益者負担の割合	経常収益÷経常費用×100	2.1%	2.7%	4.0%	【平均値以下】行政サービスに係る受益者負担が少ない。

■分析結果 (評価点) 全般的な指標から判断し、当市は適切かつ持続可能な財政運営ができていると考えます。

(課題点) 社会資本等形成に係る将来世代の負担が高いことや、行政サービスに係る受益者負担が少ないことが課題と考えます。

■参照 「令和3年度 統一的な基準による財務書類に関する情報」 (総務省 作成)

# 1 平川市の財務状況について ②

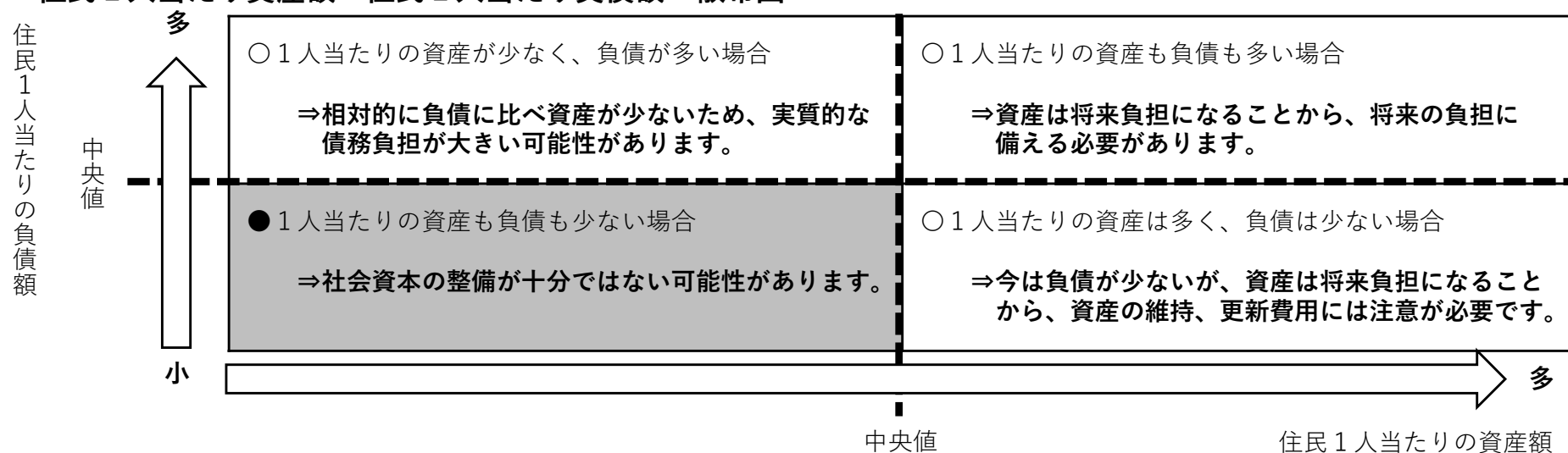
資料 2

令和 5 年 1 2 月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

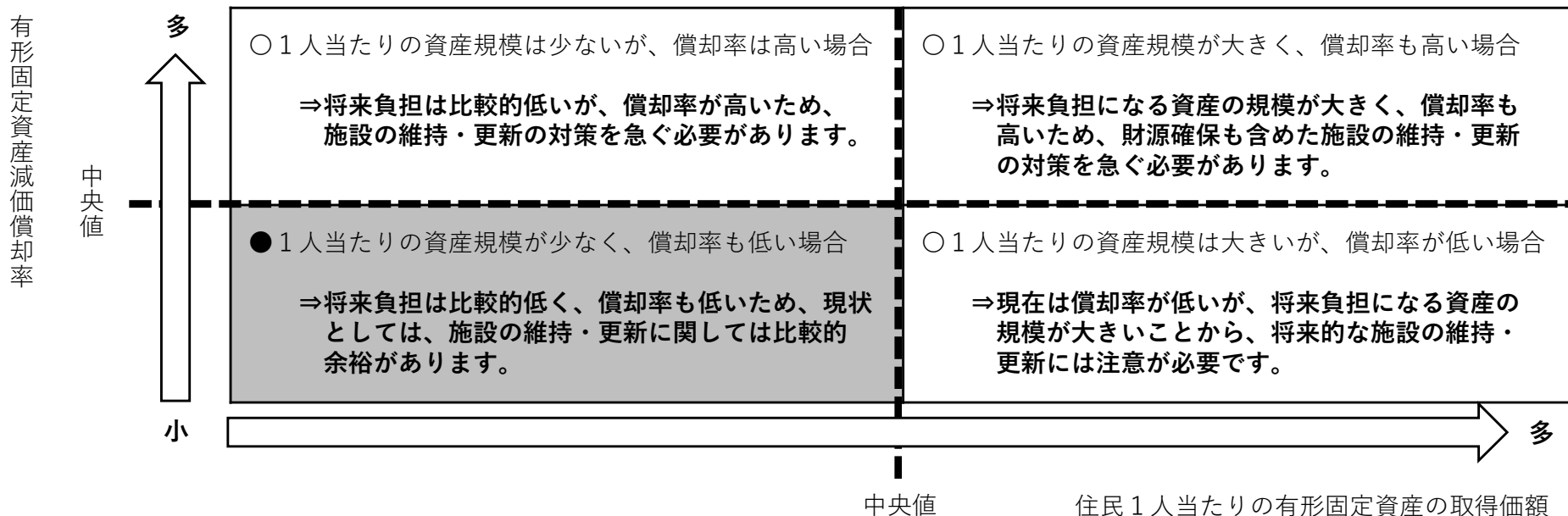
(参考) 指標の組み合わせ分析 (一般会計等財務書類 (令和 3 年度) を参照)

● 平川市該当箇所  
(類似団体平均値と比較)

## ア 住民 1 人当たり資産額×住民 1 人当たり負債額 散布図



## イ 住民 1 人当たり有形固定資産の取得価額×有形固定資産減価償却率 散布図



■分析結果 類似団体平均値と比較して分析すると、アでは、当市は資産も負債も少ないので、**社会資本の整備が十分でない可能性**があります。また、イでは、将来負担は比較的安く、償却率も低いため、現状としては、**施設の維持・更新に関しては比較的余裕がある**と考えます。

# 2 弘南鉄道弘南線に関する支援計画について

## (1) 弘南鉄道・弘南線の運休期間及びその原因について

- ・弘南線の運休期間：9/25～11/7（43日間） ※10/26から「弘前駅」～「田んぼアート駅」間は運行。
- ・運休の原因：レール側面の摩耗の測定方法が誤っているのが判明し、正しい測定では基準値を超える摩耗が6カ所（弘南線は3カ所、大鰐線は3ヶ所）みつかったため、レール交換などの補修工事を実施。

## (2) 弘南線に対する10年間の支援計画（○安全輸送対策事業費補助金＋●利用促進事業費）

（単位：百万円）

支援者（※）	前期計画						後期計画						合計
	R3	R4	R5	R6	R7	小計	R8	R9	R10	R11	R12	小計	
国	1.4	2.0	1.8	0.4	5.1	10.7	3.1	2.7	3.7	7.5	2.2	19.3	30.0
青森県	0.7	1.0	0.9	0.2	2.5	5.3	1.6	1.4	1.9	3.7	1.1	9.6	15.0
弘前市・黒石市・田舎館村	28.8	29.4	29.8	30.3	33.0	151.2	26.4	25.0	28.4	41.0	23.4	144.2	295.5
<b>平川市</b>	<b>10.0</b>	<b>10.2</b>	<b>10.3</b>	<b>10.5</b>	<b>11.4</b>	<b>52.3</b>	<b>9.1</b>	<b>8.7</b>	<b>9.8</b>	<b>14.2</b>	<b>8.1</b>	<b>49.9</b>	<b>102.3</b>
計	40.9	42.6	42.8	41.3	51.9	219.5	40.2	37.9	43.8	66.3	34.9	223.2	442.7

（※）支援者の負担割合：国（1/3）、県（1/6）、沿線市町村（1/6：均等割（2割）・駅利用者数割（8割））

■参照 「弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化支援計画」（令和3年1月 弘前市・黒石市・平川市・大鰐町・田舎館村 作成）

## (3) 平川市の弘南線に関する支援決算額（令和3年度～令和5年度（令和5年度は予算／補正額））

（単位：百万円）

支援事業		事業内容	年度			合計
			R3	R4	R5	
支援計画事業	○安全輸送対策事業費補助金 （鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金）	弘南鉄道が実施する線路設備の改修事業等に要する費用に対し、路線別に補助する。設備の整備に直接要した人件費を除く本工事費、付帯工事費、補償費及び調査費。	7.9	8.0	10.9	26.8
	●利用促進事業費 （弘南鉄道活性化支援金協議会負担金）	弘南鉄道の利用促進及び沿線地域の活性化を目的として、沿線の市町村や関係団体で構成される協議会が実施する利用促進事業に対する負担金。	1.8	2.1	2.2	6.1
	計			9.7	10.1	13.1
緊急支援事業	弘南鉄道弘南線運行継続支援金	電力・物価高騰の影響による公共交通の運行継続及び安全輸送を緊急的に支援する。	4.3	4.7	5.0	14.0
	弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金	原油・資材価格高騰の影響を受ける弘南鉄道が実施する緊急的な車両の整備を支援する。 令和4年度は、車両4両の突発的な雨漏りの修繕費用。		5.2		5.2
	計			4.3	9.9	5.0

■参照 「令和3年度歳入歳出決算書」「令和4年度歳入歳出決算書」「令和5年度歳入歳出予算書」など（平川市 作成）

## 3 集会施設の管理及び建築等の取扱基準について

## (1) 集会施設の管理及び建築等の取扱基準 ■参照 「平川市多目的集会施設の新築及び改築等に係る取扱いを定める要綱」(令和 4 年 1 2 月 2 1 日 平川市 作成)

NO.	項 目	基準 (令和 4 年 1 2 月 2 1 日～)																		
1	敷 地	敷地は、原則市が取得するものとし、敷地総面積が1,300㎡までは町会が1/2相当額を負担する(市に支払う)ものとする。但し、それを超える場合は、超えた分を町会が全額負担する(市に支払う)ものとする。																		
2	建 物 (新築・改築)	<p>◇町会の費用負担 集会施設の新築及び改築(以下「新築等」という。)は、以下の基準に基づいて市が実施し、町会は設計実施年度の4月1日現在の町会加入世帯数に15,000円を乗じて算出された額を負担する(市に支払う)ものとする。また、町会は、以下の基準を超える部分に係る工事に要する費用を負担する(市に支払う)ものとする。(改築は、新築から概ね50年経過していることを要件とする。)</p> <p>○集会施設の延床面積上限</p> <table border="0"> <tr> <td>世帯数</td> <td>20以下</td> <td>: 160㎡以下</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>21から100まで</td> <td>: 200㎡以下</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>101から149まで</td> <td>: 世帯数×2.0㎡の面積</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>150以上</td> <td>: 300㎡</td> </tr> </table> <p>○工事の基準単価 27万円/㎡</p> <p>○工事費限度額範囲で整備の可能な設備・備品 流し台、ガスコンロ、ガス給湯器、食器棚、作業台、冷暖房設備、換気扇、スロープ、手すり、多目的トイレ暖房、温水洗浄便器、暖房便座、灯油タンク、LED照明、天井ファン、パーティション、下足棚等</p> <p>○新築時の舗装面積の上限 300㎡以内を基準とする。</p>	世帯数	20以下	: 160㎡以下	〃	21から100まで	: 200㎡以下	〃	101から149まで	: 世帯数×2.0㎡の面積	〃	150以上	: 300㎡						
世帯数	20以下	: 160㎡以下																		
〃	21から100まで	: 200㎡以下																		
〃	101から149まで	: 世帯数×2.0㎡の面積																		
〃	150以上	: 300㎡																		
3	修 繕	<p>1. 市の負担対象の設備等 ①屋根の修繕 ②外壁の修繕 ③バリアフリー設備の修繕 ④内装の修繕 ⑤給排水設備の修繕 ⑥衛生器具設備の修繕 ⑦電気設備の修繕 ⑧敷地の舗装の修繕及び拡張 ⑨その他市長が必要と認める修繕</p> <p>○修繕等費用の限度額 500万円</p> <p>○敷地の舗装を修繕等する場合の上限面積 300㎡</p> <p>2. 市の負担対象外 ①障子・襖の張替え、ガラスの入替え、カーテン取替え、建具・備品の修繕 ②一般的に管理運営に係る修繕(例:蛍光灯、消火器、小規模の立木伐採、敷地内緑化、看板書換等)</p> <p>3. 上記のほか定めのない事項については、別途協議する。</p> <p>○「建築物定期報告」、「消防設備点検」、「防火対象物点検」による指摘事項で、緊急を要するもの・危険性が高いと判断される修繕は、市で負担する。</p> <p>○風水害・地震による修繕(共済金の対象となる場合)は、市で負担する。</p> <p>◇町会の費用負担 修繕等において、設計金額が10万円以下の場合は町会が実施し、100%町会負担とする。また、設計金額が10万円を超えた場合は市が実施し、超えた額を下記のとおり町会が負担する。但し、築年数が10年以上の場合は、下記のとおり加算が減少する。</p> <table border="0"> <tr> <td>○</td> <td>世帯数</td> <td>50以下</td> <td>: 10万円+10万円を超える部分の25/100加算した額</td> <td>{ 築年数10年以上</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃</td> <td>51から200まで</td> <td>: 〃</td> <td>{ 〃</td> <td>15/100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃</td> <td>201以上</td> <td>: 〃</td> <td>{ 〃</td> <td>20/100</td> </tr> </table>	○	世帯数	50以下	: 10万円+10万円を超える部分の25/100加算した額	{ 築年数10年以上	10/100		〃	51から200まで	: 〃	{ 〃	15/100		〃	201以上	: 〃	{ 〃	20/100
○	世帯数	50以下	: 10万円+10万円を超える部分の25/100加算した額	{ 築年数10年以上	10/100															
	〃	51から200まで	: 〃	{ 〃	15/100															
	〃	201以上	: 〃	{ 〃	20/100															
4	管理費用負担 (市有施設)	<p>①町会負担:光熱水費、電話料</p> <p>②市負担:火災等保険料、建築物定期報告、消防設備点検、防火対象物点検</p>																		
5	管理費用負担 (町会所有施設)	<p>①町会負担:市負担以外の管理費用全額</p> <p>②市負担:建築物定期報告、消防設備点検、防火対象物点検(対象となる施設のみ)</p>																		

(※)「集会施設の大規模改修」、「複数の町会により新築等を実施する場合の特例」「耐震診断等に係る費用負担」については、割愛します。